



人権に関する県民意識調査の実施について

資料3-1

調査目的

1. 県民の人権についての意識を把握し、今後の人権施策を推進していくための基礎資料とする。
2. 調査結果をこれまでの調査と比較し、県民の意識の変化を把握する。
3. 調査票の設問や用語解説を通して、調査対象者の人権への関心や理解を深める。

調査する人権課題

1. 人権全般（教育啓発を含む）
2. 同和問題
3. 女性
4. 子ども
5. 高齢者
6. 障害者
7. エイズ患者・HIV感染者等
8. ハンセン病元患者等
9. 新型コロナウイルス感染者等
10. 外国人
11. 犯罪被害者等
12. インターネットによる人権侵害
13. 災害と人権
14. 性的指向・性自認

※下線は、新規に調査する課題

R4 調査の特徴

1. 定点観測を行うことから原則、前回（H29）調査と同じ設問とする。
2. 現時点での課題等について調査するため、次の課題の設問を追加する。
 - ・人権施策基本方針の第2次改定（H31.3）で新たに県民に身近な人権課題とした「性的指向・性自認」
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等
 - ・国がR1に行った「部落差別に関する国民意識調査」の設問の一部
3. 調査票の性別選択肢を「男・女」から「男・女・その他」に変更する。

調査の根拠

- 人権尊重の社会づくり条例第5条
知事は人権施策の基本方針を定めるものとする。
- 人権施策基本方針
県は5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施する。

これまでの調査

	S56調査	H元調査	H14調査	H24調査	H29調査
人権課題	同和問題	同和問題	人権全般	人権全般	人権全般
サンプル数	5,000人	5,000人	5,000人	3,000人	3,000人
有効回収率	56.7%	58.3%	49.9%	45.0%	53.5%

- ・S56、H元の調査は、同和地区以外の県民を対象
- ・H14、H24の調査は、20歳以上の県民を対象（選挙人名簿から抽出）
- ・H29調査は、18歳以上の県民が対象（選挙人名簿から抽出）
- ・H24調査から、サンプル数を5,000人から3,000人とした（3,000人を採用している都府県が多いため）

調査スケジュール（予定）

- R3.10 人権施策推進委員会（調査の実施について）
- R3.11 人権尊重の社会づくり協議会（設問内容の協議）
- R4.8～9 調査の実施
- R5.1 人権施策推進委員会（調査結果の報告）
- R5.2 人権尊重の社会づくり協議会（調査結果の報告）
- R5.3 調査結果の公表

高知県人権施策基本方針—第3次改定版—策定スケジュール

- R5.6 第1回人権尊重の社会づくり協議会
- R5.9 人権施策推進委員会
- R5.10 第2回人権尊重の社会づくり協議会（素案）
- R5.12 人権施策基本方針の議会報告
- R6.1 第3回人権尊重の社会づくり協議会（最終案）
- R6.3 公表